

令和元年度 10 月からの特定処遇改善加算の支給について

社会福祉法人クローバー会

◆基準となるルール

Aグループ月額----- 20,000円

10年以上勤務者(前職の福祉・介護職員年数を含む)で、技能・経験と資格(社会福祉士・精神福祉士・介護福祉士・保育士・サービス管理責任者資格・児童発達支援管理責任者資格)で、正職員及び準職員であり週30時間以上勤務している者

※10年以上の経験がある者が資格を取得した場合、登録証を持参した翌月からAグループの20,000円を支給するものとする。

Bグループ月額----- 9,000円

勤続10年未満の勤務者で、グループA以外の福祉・介護職員、資格の有無は問わない。正職員及び準職員であり30時間以上勤務している者

Cグループ月額----- 5,000円

福祉・介護職員以外の職員(事務員・看護師・栄養士)正職員及び準職員であり30時間以上勤務している者
賃金の年額が440万円以上の者及び相談支援専門員は対象外